

令和 7 年

第 6 回

石川町議会定例会提出議案書

令和 7 年 9 月 4 日提出

第6回石川町議会定例会提出議案

報告第 4 号	令和6年度石川町健全化判断比率について	1
報告第 5 号	令和6年度石川町資金不足比率について	2
報告第 6 号	債権放棄の報告について	3
議案第48号	石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例	4
議案第49号	石川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ..	8
議案第50号	石川町税特別措置条例の一部を改正する条例	12
議案第51号	石川町火入れに関する条例の一部を改正する条例	14
議案第52号	令和6年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について	15
議案第53号	令和6年度石川町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について	15
議案第54号	令和6年度石川町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	16
議案第55号	令和6年度石川町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について	16
議案第56号	令和6年度石川町母畑財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	17
議案第57号	令和6年度石川町中谷財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	17
議案第58号	令和6年度石川町土地開発事業特別会計 歳入歳出決算認定について	18

議案第 5 9 号	令和 6 度石川町宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算認定について		1 8
議案第 6 0 号	令和 6 年度石川町水道事業会計剰余金の処分 及び決算の認定について		1 9
議案第 6 1 号	令和 7 年度石川町一般会計補正予算（第 3 号）		2 0
議案第 6 2 号	令和 7 年度石川町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）		2 0
議案第 6 3 号	令和 7 年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）		2 0
議案第 6 4 号	令和 7 年度石川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		2 1
議案第 6 5 号	令和 7 年度石川町水道事業会計補正予算（第 1 号）		2 1
議案第 6 6 号	石川町指定金融機関の指定について		2 2

報告第 4 号

令和 6 年度石川町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度石川町健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

令和 6 年度石川町健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6 . 3	2 1 . 9

報告第 5 号

令和 6 年度石川町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度石川町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

令和 6 年度石川町資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
石 川 町 水 道 事 業 会 計	—
石 川 町 宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—

債権放棄の報告について

石川町債権管理条例（令和3年12月28日条例第33号）第16条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第18条第1項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した事由
町営住宅使用料	7, 777, 770円	消滅時効の完成
水道料金	9, 103円	生活保護・無資力
	14, 616円	限定承認・相続放棄・相続人不在
	243, 177円	徴収停止後期間経過
	65, 902円	強制執行後無資力
	103, 337円	消滅時効の完成

議案第48号

石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7年 9月 4日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町長が規則で定める者（<u>第15条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病、又は老齢により町長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、町長が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） (追加)	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町長が規則で定める者（<u>第15条の4第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病、又は老齢により町長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、町長が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u>

現行	改正案
	<u>第15条の3 任命権者は、石川町職員の育児休業等に関する条例（平成19年12月25日条例第22号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>三 石川町職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、町長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>三 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項</u>

現行	改正案
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第15条の4</u> (略)	<u>に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3</u> 任命権者は、<u>第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第15条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第15条の5</u> (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 49 号

石川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（部分休業をすることができない職員） 第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） （略） （２） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）を除く。_____） （部分休業_____の承認） 第 19 条 <u>部分休業の承認は、勤務時間条例第 2 条から第 5 条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定	（部分休業をすることができない職員） 第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） （略） （２） 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第 1 号部分休業の承認） 第 19 条 <u>育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。以下同じ。）の承認は、_____</u> _____ 30 分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定

現行	改正案
による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 労働基準法第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間又は1年につき10日のうちいずれかから当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （追加）	による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 労働基準法第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間又は1年につき10日のうちいずれかから当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> 一 <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に</u>

現行	改正案
(追加)	<u>分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> 二 <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>
(追加)	<u>第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の町長が規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の町長が規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> 一 <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> 二 <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>
(追加)	<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>

現行	改正案
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員が部分休業 _____の承認を受けて勤務しない場合には、石川町職員の給与に関する条例（昭和41年条例第6号）第3条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、石川町職員の給与に関する条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第21条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する</u> _____ _____。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、石川町職員の給与に関する条例（昭和41年条例第6号）第3条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、石川町職員の給与に関する条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の石川町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 50 号

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

石川町税特別措置条例（昭和 59 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（地域経済牽引事業促進区域における課税免除） 第 3 条の 2 地域経済牽引事業促進法第 4 条第 6 項の規定による同意を得た同条第 1 項に規定する基本計画（地域経済牽引事業促進法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた地域経済牽引事業促進区域内において、当該同意（<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までに行われた同意に限る。）の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までに、地域経済牽引事業促進法第 25 条に規定する承認経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するもの（以下この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象施設の用に供する家屋	（地域経済牽引事業促進区域における課税免除） 第 3 条の 2 地域経済牽引事業促進法第 4 条第 6 項の規定による同意を得た同条第 1 項に規定する基本計画（地域経済牽引事業促進法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた地域経済牽引事業促進区域内において、当該同意（<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>までに行われた同意に限る。）の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>までに、地域経済牽引事業促進法第 25 条に規定する承認経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するもの（以下この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象施設の用に供する家屋

現行	改正案
若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。	若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石川町税特別措置条例第3条の2の規定は、令和7年4月1日から適用する。

提案理由

関係法令の改正に伴い、石川町税特別措置条例についても同様の改正を行うため。

議案第 5 1 号

石川町火入れに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町火入れに関する条例の一部を改正する条例

石川町火入れに関する条例(昭和 5 9 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(火入れの中止) 第 1 4 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第 1 4 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

気象注意報名の改称に伴い、引用している字句の改正を行うため。

議案第 5 2 号

令和 6 年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町一般会計歳入歳出決算・・・・・・・・・・別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 5 3 号

令和 6 年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算・・・・・・・・・・別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 5 4 号

令和 6 年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 5 5 号

令和 6 年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 56 号

令和 6 年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 57 号

令和 6 年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 58 号

令和 6 年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 59 号

令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 0 号

令和 6 年度石川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度石川町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度石川町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年度石川町水道事業会計決算・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 1 号

令和 7 年度石川町一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 2 号

令和 7 年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 3 号

令和 7 年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 4 号

令和 7 年度石川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 5 号

令和 7 年度石川町水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 66 号

石川町指定金融機関の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町指定金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、石川町の指定金融機関を下記により指定する。

記

1. 金融機関名 株式会社 東邦銀行
2. 指 定 期 間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

提案理由

指定期間満了に伴い石川町指定金融機関を指定するため。